

国際財務報告解釈指針委員会御中

2005年7月18日

IFRIC 解釈指針案 D16 「IFRS 第2号の範囲」に対するコメント

企業会計基準委員会(ASBJ)は、IFRIC 解釈指針案 D16 「IFRS 第2号の範囲」に対してコメントする。ここに記載されている見解は国際対応専門委員会のものである。

我々は、全体として D16 の考え方に賛成する。しかし、下記の理由により、D16 の第9項に示されている状況は、IFRS 第2号第13項にある従業員以外の相手先に取引持分商品が付与された取引に対して受け取った財貨又はサービスの公正価値は信頼性を持って見積もり可能であるという前提が反証される場合にであることを第9項に追加的に明記すべきだと考える。第9項で示されている状況では、結果的に受け取った財貨またはサービスを、付与した持分金融商品の公正価値を参照して測定することになる。設例の IE 4 項には、本解釈指針で想定されている事例では、受け取った財貨又はサービスの公正価値は信頼性を持って見積もり可能であるという前提を反証する必要があると記述されている。しかし、設例は解釈指針の一部を構成しないものとされているため、反証の必要性を解釈指針の本文中で記載すべきであると考えます。

我々のコメントが IASB の最終的な意思決定に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長